



# 宮崎県公報

令和3年6月10日(木曜日) 第212号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目次

| 目次  | 頁 |
|---|---|
| 告示  |   |
| ○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課)1               |   |
| ○民有林の保安林の指定予定(3件)……………(自然環境課)1                |   |
| ○民有林の保安林の指定の解除予定……………( “ ” )2                 |   |
| ○保安林の指定予定の通知(3件)……………(自然環境課)2                 |   |
| ○宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示……………(山村・木材振興課)2 |   |
| 公告  |   |
| ○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見(3件)……………(商工政策課)4   |   |
| ○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課)4             |   |

## 告示

### 宮崎県告示第442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名称                      | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指定年月日    |
|-------------------------|-----|-----------|----------|
| 社会福祉法人 キャンパスの会 はながしま診療所 | 宮崎市 | 精神通院医療    | 令和3年6月1日 |
| 社会医療法人善仁会 宮崎善仁会病院       | 宮崎市 | 精神通院医療    | 令和3年6月1日 |
| 幸生堂薬局 岡店                | 宮崎市 | 薬局        | 令和3年6月1日 |

### 宮崎県告示第443号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字水志6、7-1、12-1、12-3、15-1、18-2、18-3、字下長川内41-1から41-3まで、41-5、42、43-1から43-3まで
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字下長川内41-5・43-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
  - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第444号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字木浦1415-28
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第445号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字管野谷3611-14
- 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 446号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字上長谷8941-30・8941-31（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 447号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町内山字前田3629-1、字西山3717-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 448号

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字丸野677-29（次の図に示す部分に限る。）、677-32、677-33、677-36、677-37
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字丸野 677-29・677-32・677-33・677-37（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 449号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字落ヶ谷2129-1・2156-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2086-2、2158、2175、字吐2190-8
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字落ヶ谷2156-2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 450号

## 宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成16年宮崎県告示第 570号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後  |      |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |
|---|--|------|------|-----|--|--|-------|--|--|-------------------------|-----|--|---|------|------|------|-----|--|--|-------|--|--|--|-------|------|--------------------------|-----|--|
| <p>(貸付限度額、償還期間等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付内容</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 1 から9までに掲げる貸付内容以外の場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 貸付内容   | 償還期間 | 据置期間 | [略] |  |  | 9 [略] |  |  | 10 1 から9までに掲げる貸付内容以外の場合 | [略] |  | <p>(貸付限度額、償還期間等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付内容</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合</td> <td style="text-align: center;">12年以内</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 1 から10までに掲げる貸付内容以外の場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものについては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第 132号）に基づき東日本大震災の後令和 4 年 3 月 31 日までに県が貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項の表の左欄に掲げる場合（同表の第7号から第10号まで（第9号及び第10号については償還期間に限る。）に掲げる場合を除く。）にあっては、それぞれ同表中欄に掲げる償還期間及び同表右欄に掲げる据置期間を3年間延長して適用するものとする。</p> <p>4 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定に基づき、<u>第2項</u>の表中第1号の左欄に掲げる場合（同表の第7号から第10号まで（第9号及び第10号については償還期間に限る。）に掲げる場合を除く。）にあっては、それぞれ同表中欄に掲げる償還期間及び同表右欄に掲げる据置期間を3年間延長して適用するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>(貸付資格の認定)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付資格を認定しないものとする。</p> <p>(1) 資格認定申請者に県税の未納がある場合</p> | 貸付内容 | 償還期間 | 据置期間 | [略] |  |  | 9 [略] |  |  | 10 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合 | 12年以内 | 3年以内 | 11 1 から10までに掲げる貸付内容以外の場合 | [略] |  |
| 貸付内容  | 償還期間   | 据置期間 |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |
| [略]   |  |      |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |
| 9 [略]   |  |      |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |
| 10 1 から9までに掲げる貸付内容以外の場合   | [略]  |      |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |
| 貸付内容  | 償還期間   | 据置期間 |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |
| [略]   |  |      |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |
| 9 [略]   |  |      |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |
| 10 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合  | 12年以内  | 3年以内 |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |
| 11 1 から10までに掲げる貸付内容以外の場合  | [略]  |      |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |
| <p>3 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定に基づき、前項の表中第1号の左欄に掲げる場合（同表の第7号から第10号まで（第9号及び第10号については償還期間に限る。）に掲げる場合を除く。）にあっては、それぞれ同表中欄に掲げる償還期間及び同表右欄に掲げる据置期間を3年間延長して適用するものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(貸付資格の認定)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付資格を認定しないものとする。</p> <p>(1) 資格認定申請者に県税の未納がある場合</p>   | <p>3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものについては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第 132号）に基づき東日本大震災の後令和 4 年 3 月 31 日までに県が貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項の表の左欄に掲げる場合（同表の第7号から第10号まで（第9号及び第10号については償還期間に限る。）に掲げる場合を除く。）にあっては、それぞれ同表中欄に掲げる償還期間及び同表右欄に掲げる据置期間を3年間延長して適用するものとする。</p> <p>4 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定に基づき、<u>第2項</u>の表中第1号の左欄に掲げる場合（同表の第7号から第10号まで（第9号及び第10号については償還期間に限る。）に掲げる場合を除く。）にあっては、それぞれ同表中欄に掲げる償還期間及び同表右欄に掲げる据置期間を3年間延長して適用するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>(貸付資格の認定)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付資格を認定しないものとする。</p> <p>(1) 資格認定申請者に県税（個人県民税及び地方消費税を除く</p> |      |      |     |  |  |       |  |  |                         |     |  |   |      |      |      |     |  |  |       |  |  |  |       |      |                          |     |  |

(2)・(3) [略]  
4 [略]

。)の未納がある場合  
(2)・(3) [略]  
4 [略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クロモ清武  
宮崎市清武町正手2丁目32番 他6筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称の変更  
令和2年12月15日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年6月10日から令和3年7月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェニックスガーデンうきのじょう  
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和3年1月20日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年6月10日から令和3年7月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルイチの宮店  
宮崎市一の宮町64-2
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称の変更  
令和3年2月16日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年6月10日から令和3年7月12日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 黒 木 政 章 | 宮崎市清武町船引7261番地   |
| 理 事 | 黒 木 宗 男 | 宮崎市清武町船引7306番地1  |
| 理 事 | 渡 邊 裕 司 | 宮崎市清武町船引6673番地   |
| 理 事 | 田 代 敏 徳 | 宮崎市清武町船引7074番地3  |
| 理 事 | 増 田 光 則 | 宮崎市清武町船引7112番地4  |
| 理 事 | 崎 田 善 和 | 宮崎市清武町船引7289番地   |
| 理 事 | 松 田 真 郎 | 宮崎市清武町加納丙1351番地2 |
| 理 事 | 成 合 幸 郎 | 宮崎市清武町加納甲3075番地  |

|     |         |                  |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 長 友 透   | 宮崎市清武町船引7087番地 6 |
| 理 事 | 長 友 亨 治 | 宮崎市清武町船引7055番地 5 |
| 監 事 | 貴 島 一 幸 | 宮崎市清武町船引6853番地 5 |
| 監 事 | 野 崎 和 文 | 宮崎市清武町船引1413番地   |

(任期：令和5年3月31日まで)

## 2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 松 田 貞 夫 | 宮崎市清武町加納丙1377番地 1 |
| 理 事 | 妻 木 和 徳 | 宮崎市清武町船引7104番地ロ   |
| 理 事 | 長 友 典 幸 | 宮崎市清武町船引6638番地    |
| 理 事 | 黒 木 宗 男 | 宮崎市清武町船引7306番地 1  |
| 理 事 | 田 代 敏 徳 | 宮崎市清武町船引7074番地 3  |
| 理 事 | 増 田 光 則 | 宮崎市清武町船引7112番地 4  |
| 理 事 | 長 友 和 宏 | 宮崎市清武町船引7041番地    |
| 理 事 | 長 友 恵 子 | 宮崎市清武町船引6813番地    |
| 理 事 | 渡 邊 裕 司 | 宮崎市清武町船引6673番地    |
| 監 事 | 黒 木 政 章 | 宮崎市清武町船引7261番地    |
| 監 事 | 野 崎 定 政 | 宮崎市清武町船引1249番地    |

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、上下水流土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名       | 住 所             |
|-----|-----------|-----------------|
| 理 事 | 田 代 良 人   | 都城市下水流町 360番地 1 |
| 理 事 | 二 見 徹     | 都城市上水流町1199番地10 |
| 理 事 | 新 地 英 雄   | 都城市下水流町3095番地 1 |
| 理 事 | 皆 吉 洋 一 郎 | 都城市上水流町 917番地   |

|     |           |                 |
|-----|-----------|-----------------|
| 理 事 | 柿 木 茂     | 都城市上水流町1120番地 1 |
| 理 事 | 長 友 昭 治   | 都城市上水流町1209番地   |
| 理 事 | 中 島 順 一   | 都城市上水流町2266番地 2 |
| 理 事 | 今 村 憲 幸   | 都城市下水流町3366番地   |
| 理 事 | 今 村 国 勝   | 都城市下水流町3006番地 2 |
| 理 事 | 重 富 保     | 都城市下水流町3372番地 2 |
| 監 事 | 上 野 信 一   | 都城市上水流町1058番地 1 |
| 監 事 | 内 村 鶴 雄   | 都城市下水流町3171番地 1 |
| 監 事 | 宮 丸 代 四 郎 | 都城市下水流町3031番地   |

(任期：令和7年3月31日まで)

## 2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名       | 住 所             |
|-----|-----------|-----------------|
| 理 事 | 田 代 良 人   | 都城市下水流町 360番地 1 |
| 理 事 | 二 見 徹     | 都城市上水流町1199番地10 |
| 理 事 | 新 地 英 雄   | 都城市下水流町3095番地 1 |
| 理 事 | 皆 吉 洋 一 郎 | 都城市上水流町 917番地   |
| 理 事 | 田 之 上 健   | 都城市上水流町1185番地 2 |
| 理 事 | 長 友 昭 治   | 都城市上水流町1209番地   |
| 理 事 | 中 島 順 一   | 都城市上水流町2266番地 2 |
| 理 事 | 今 村 憲 幸   | 都城市下水流町3366番地   |
| 理 事 | 今 村 国 勝   | 都城市下水流町3006番地 2 |
| 理 事 | 重 富 保     | 都城市下水流町3372番地 2 |
| 監 事 | 穂 之 上 満   | 都城市下水流町 366番地   |
| 監 事 | 平 原 国 男   | 都城市下水流町 387番地 5 |
| 監 事 | 上 野 信 一   | 都城市上水流町1058番地 1 |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|